別紙４

幼保連携型認定こども園 設置運営事業者選考方法

西尾市認可保育所等設置運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による選考を踏まえ、事業者を決定します。

１　審査方法

選考委員会が書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

２　選考基準

⑴ 各選考委員が、評価点の合計が高い順に順位を付け、第１位と評価した委員の数が最も多い者を事業者として選定し、２番目に多く第１位を獲得した者を次点者とします。

⑵ 第１位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第２位をより多く獲得した者を事業者として選定します。

⑶ 第１位の数及び第２位の数が同数であった場合、各選考委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を事業者として選定します。各選考委員の評価点の合計が同点である場合は、選考委員会の採決により選考します。

⑷ 事業者が１者の場合であっても審査を実施します。審査において各選考委員の評価点の平均点が１３２点に満たない場合、又は、各審査項目において採点基準の「問題がある」と評価された点数が一定以上ある場合を除き、選考します。

⑸ プレゼンテーション審査に出席できない場合は、選考対象から除外します。

⑹ 書類審査及びプレゼンテーション審査の配点は次の通りです。

【書類審査】

審査項目	区　　分	審査・評価内容	配点
施設整備計画	施設概要等	施設全般	5
		施設整備資金計画	5
		所要室、特色・構造	5
法人の状況	法人概要等	法人概要 基本理念、基本方針、目標等	5
		応募の動機	5
園の組織・体制	全体計画	保育理念・保育方針・保育目標 開園時間	5
	職員の育成・配置	人材育成、離職防止策 職員配置、確保策、園長予定者	5
	安全対策･危機管理体制	安全対策、個人情報	5

園の運営	教育・保育課程等	教育・保育課程等、特に配慮する点	5
	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への具体的な方針	5
	食育及び給食提供の考え方	食育 給食提供の考え方	5
	地域との連携等	地域との連携・交流 子育て支援事業	5
	保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理等	保護者に対する支援・連携 苦情解決処理 公立から私立となることに対しての配慮及び計画	5
	その他配慮する取組や提案	上記以外で配慮する取組や提案	5
		合計	７０

【プレゼンテーション審査】

審査項目	審査・評価内容	配点
財務状況等	財務状況、資金計画等についての専門分野の質疑に対しての応答の評価（１項目）	５０
質疑の評価	質疑に対しての応答について評価（１０項目）	１００

3　採点基準

⑴ 書類審査

５点：特に優れている、　４点：やや優れている、　３点：標準
２点：やや劣っている、　１点：特に劣っている、　０点：問題がある

⑵ プレゼンテーション審査

財務状況等

５０点：特に優れている、４０点：やや優れている、３０点：標準
２０点：やや劣っている、１０点：特に劣っている、　０点：問題がある

質疑の評価

１０点：特に優れている、　８点：やや優れている、　６点：標準
４点：やや劣っている、　２点：特に劣っている、　０点：問題がある

４　プレゼンテーション審査の実施方法

⑴ 参加者

法人の理事長・園長予定者等、責任をもって対応できる方（出席人数は３名まで）

⑵ 日　時　令和９年１月２５日（月）午前９時から

⑶ 会　場　西尾市役所 会議棟 第４会議室

⑷ 時　間　４０分以内（提案説明２５分以内、質疑応答１５分以内）

⑸ その他

ア　各事業者の時間は別途に連絡します。

イ　プレゼンテーションで使用する機器があるときは、事前に連絡すること。